

“児童虐待” 本県の現状と主な取組

埼玉県福祉部こども安全課
平成23年9月20日

児童虐待防止法 【定義】

■ 児童虐待の定義(第2条)

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)が、その監護する児童(18歳未満)に対し行う、次に掲げる行為

① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

⇒ **身体的虐待**

② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

⇒ **性的虐待**

③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④の行為と同様な行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

⇒ **ネグレクト**

④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(… 略 …)その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

⇒ **心理的虐待**

児童虐待防止法 【通告義務】

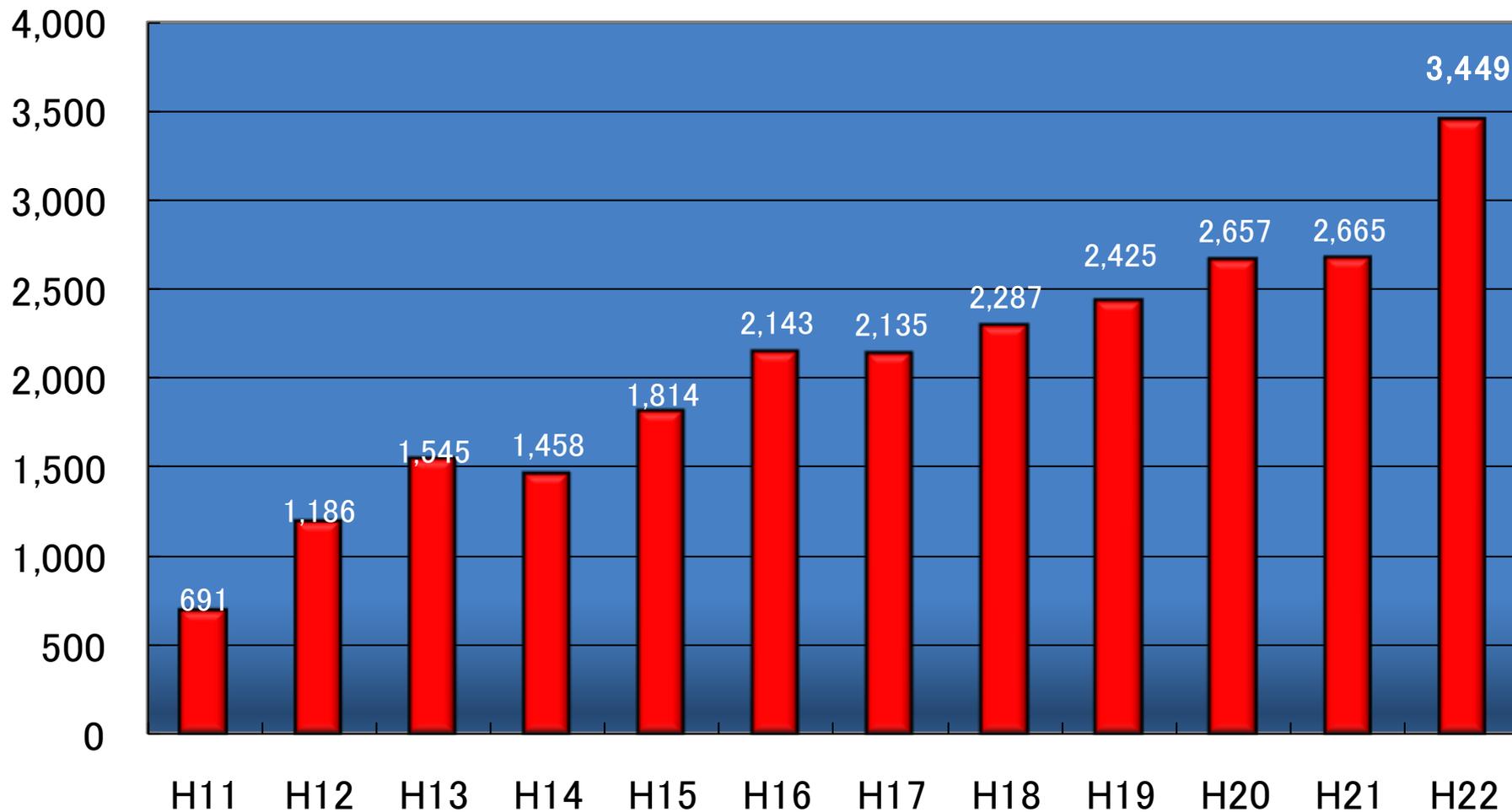
■ 児童虐待に係る通告(第6条第1項)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待が子どもに及ぼす影響

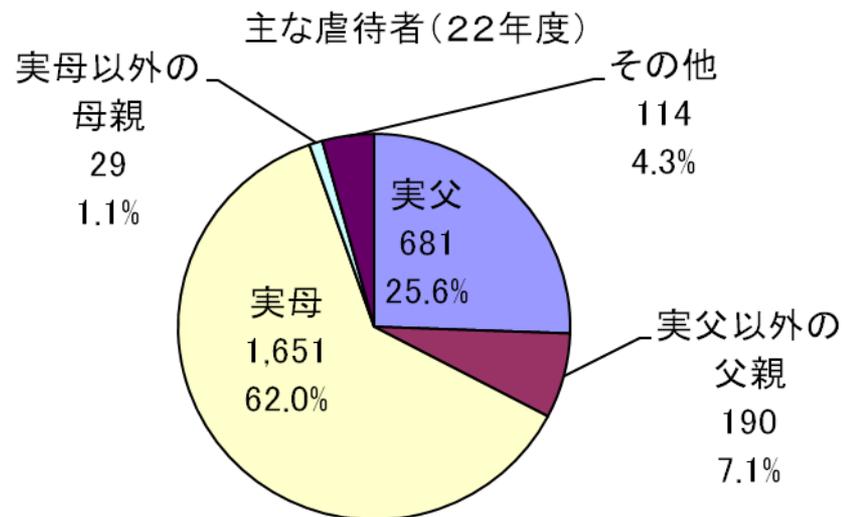
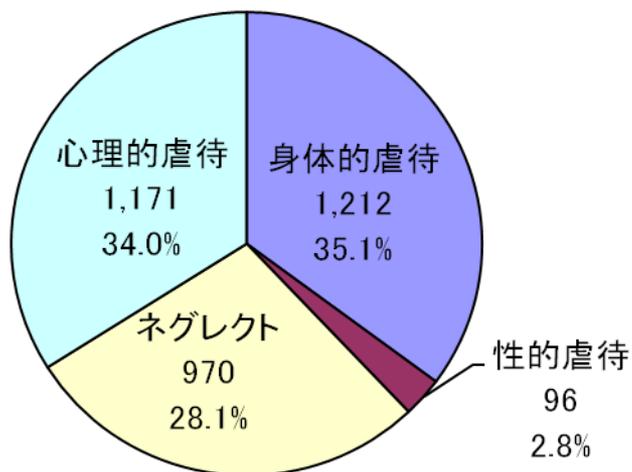
- 身体的障害
- 身体的発育の不全
- 知的発達への阻害
- PTSD(心的外傷後ストレス障害)
- 過度の攻撃性
- 貧困な自己概念
- 他者を信頼する能力の欠如
- 人間関係における逸脱的行動
- 不適切な愛着行動(愛着障害)
- 虐待が脳に及ぼす影響

年度別 虐待相談受付件数

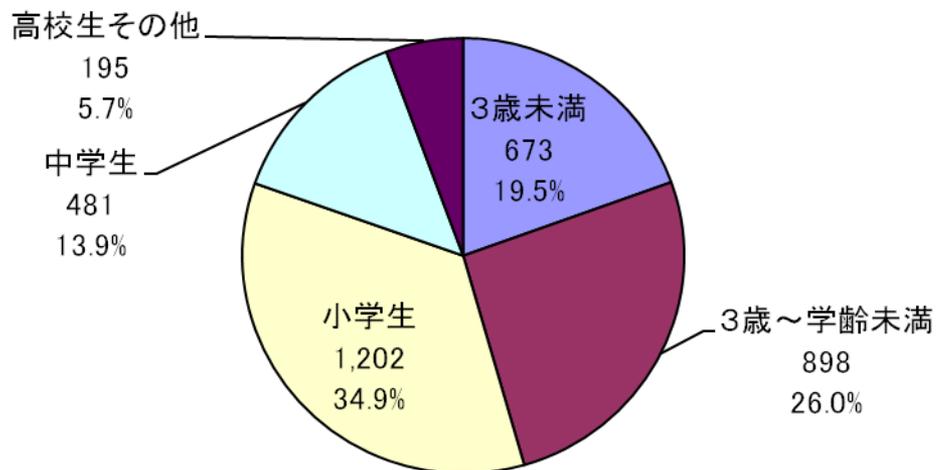


虐待相談の内容

虐待種別による分類(22年度)

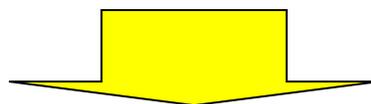


被虐待児の年齢(22年度)



通告経路別 虐待相談状況

	家族・親戚	近隣・知人	本人	関係機関	その他	合計
H12	351	161	21	507	146	1186
H22	601	931	39	1471	407	3449



	福祉	児童委員	保健・医療	施設	警察	学校	小計
H12	262	28	78	23	50	66	507
H22	388	14	104	65	559	341	1471

児童虐待防止対策の体系

発生予防→虐待に至る前に防ぐ。育児の孤立化の防止が重要

- ・児童虐待防止の啓発
- ・人権教育の推進
- ・各種母子保健事業(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等)の展開
- ・地域子育て拠点の整備 など

早期発見・早期対応→後手に回ると深刻化。子どもへの悪影響を回避

- ・休日・夜間児童虐待通報窓口の設置
- ・要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村相談体制の強化支援
- ・関係者への研修

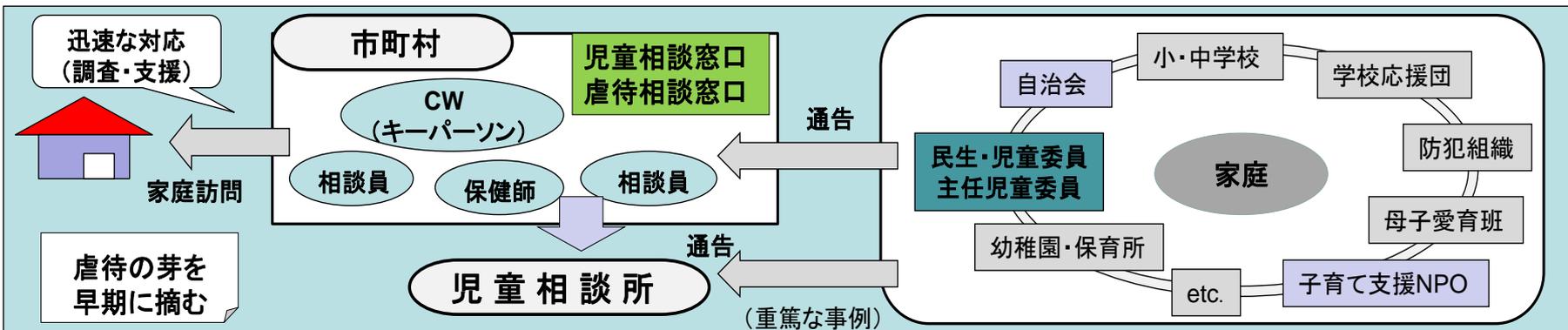
保護・支援→親子分離後の子ども・保護者へのケア、再統合に向けた支援

- ・養育の場の確保と充実(乳児院、児童養護施設、里親等)
- ・精神医学的、心理的支援
- ・家族再統合の推進

平成23年度における児童虐待防止対策の推進

521,518千円

イメージ図



1

地域見守り体制の整備

23,814千円

発見・通告しやすい環境づくり

・自治会(班)の協力を得て、定期的に広報紙を回覧 ・通告の重要性を周知徹底

見守り体制整備促進

・地域の諸団体が、普段の活動の中で虐待に気づいたら、速やかに通告する仕組みを、中学校区ごとに整備

2

市町村の児童相談体制の強化

389,753千円

キーパーソンの養成

・虐待相談の中核を担う職員の養成研修 ・10日間程度(児童相談所での実習、講義、施設視察など)

児童虐待防止対策強化のための補助

・虐待対応非常勤職員の配置、家庭訪問のための車両・カメラの購入などへ助成 ・助成基準額: 定額

3

児童相談所の体制強化

107,951千円

警察官OBの配置

・暴力的な保護者への対応、警察との連絡調整等 ・中央児童相談所に1名配置

虐待相談対応職員の配置

・相談の受付、児童・保護者への面接、施設等との調整などを行う非常勤職員を各児童相談所及び支所に配置

オレンジリボンキャンペーン



- 「児童虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広める市民運動
- 児童虐待の現状を広く知らせ、虐待を防止し、虐待を受けた児童が幸福になれるように、という気持ちが込められている。
- 平成16年9月、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末、川に投げ入れられ亡くなる事件が起きた。それをきっかけに、小山市のボランティアサークル「カンガルーOYAMA」が、虐待防止を目指して、平成17年に始めた。
- 平成18年からは、NPO法人「児童虐待防止全国ネットワーク」が窓口となり、全国的に活動を広げている。
- 児童虐待防止推進月間である11月を中心に、国や各地方公共団体でオレンジリボンを活用した啓発活動を実施している。
- 本県においても、毎年度オレンジリボンの活用により、児童虐待に関する広報、啓発活動を展開している。